

資金決済法に基づく表示

money ring 前払式支払手段情報提供事項（資金決済法に基づく情報提供）

1. 前払式支払手段の名称

- ・ 保護者のおさいふ
- ・ money ring カード

2. 氏名・商号又は名称

株式会社セブン銀行

3. 支払可能金額等

<保護者のおさいふ>

1 アカウントの保有残高上限：5 万円

<money ring カード>

カード 1 枚あたりの保有残高上限：3 万円

カード 1 枚あたりの有効期限内利用上限：100 万円

4. 有効期限

なし

※money ring カードの有効期限はカード発行日より 5 年間

5. お問い合わせ先

- ・ お問い合わせ先：株式会社セブン銀行 money ring サポートデスク
- ・ 所在地：〒100-0005 東京都千代田区丸の内 1-6-1
- ・ メールアドレス：support@7bk-moneyring.zendesk.com

6. 使用できる施設又は場所の範囲

<保護者のおさいふ>

- ・ money ring カードへのチャージ
- ・ money ring カード発行に係る手数料の支払い
- ・ money ring カードの残高を超過して利用した場合、その超過額の支払い

<money ring カード>

- ・ 日本国内の Visa 加盟店

※一部ご利用いただけない店舗もあります

- ・保護者のおさいふへの残高引き戻し

7. 利用上の注意

- ・本カードはプリペイドカードです。支払い方法は1回のみとなります。
- ・原則として払戻しや換金はできません。
- ・カードの盗難、紛失により第三者にカードを利用された場合、当該利用金額は利用者の負担とします。ただし、カード及びカード情報の管理状況等を踏まえて利用者に故意又は過失がなく、第三者に不正にカードを利用されたことを当社が確認した場合は、この限りではありません。
- ・カード裏面に記載の有効期限はカード自体の有効期限です。保護者のおさいふ及び本カード残高の有効期限はありません。

8. 未使用残高のご確認方法

money ring アプリ

9. 約款等

詳しくは money ring サービス利用規約をご参照ください。

10. 利用者資金の保全方法

(1) 資金決済法 14 条 1 項の規定の趣旨

当社は、資金決済に関する法律第 35 条および同施行令第 12 条の規定に基づき、発行保証金の法務局等への供託に関する規定が適用されません。

(2) 資金決済法 31 条 1 項に規定する権利の内容

上記にしたがい、前払式支払手段の所有者が、資金決済に関する法律第 31 条の規定に基づき他の債権者に先立ち弁済を受けることができる発行保証金はありません。

(3) 発行保証金の供託、発行保証金保全契約又は発行保証金信託契約の別

当社は、資金決済に関する法律第 35 条および同施行令第 12 条に基づき、発行保証金の供託に関する規定の適用除外とされている金融機関です。

11. 無権限取引(※)により発生した損失の補償等の対応方針

※利用者の意思に反して権限を有しない者の指図が行われたこと。

(1) 補償等の対応方針

当社は、当社が発行及び管理する前払式支払手段に該当するプリペイドカードの紛失、盗難等により第三者にカードが利用された場合、利用者に生じた損失について、原則とし

て、その責任を負わないものとします。ただし、カード及びカード情報の管理状況等を踏まえて利用者に故意又は過失がなく、第三者に不正にカードを利用されたことを当社が確認した場合は、この限りではありません。利用者が当社に対して補償を求める場合には、下記「補償手続の内容」に従った手続を行うとともに、当社による調査に協力するものとします。利用者が当該手続を怠った場合には、利用者に生じた損失の全部又は一部について、当社はその責任を負わないことがあります。

(2) 補償手続の内容

利用者は、当該損失が発生した事実を当社に通知するものとします。当社が通知を受理した日の 30 日前以降、受理した日までの 31 日間に生じた損失に対して、カード 1 枚あたりにつき補償金額 3 万円を上限に補償します。また、その被害について、警察署に申告しなければならないものとします。利用者は、当社への通知後速やかに、当社に対して、以下の内容を申告するものとします。

- ・ 損失額
- ・ 損失発生日（複数日ある場合はそのすべて）
- ・ 損失発生の経緯
- ・ その他当社が通知を求めた事項（当社が必要とする書類、情報又は証拠となるもの）

ただし、以下の場合は補償対象外となります。

- ・ 暗証番号による取引

(3) 連携サービスを提供する場合にあっては前払式支払手段発行者と連携先の補償の分担に関する事項

当社が発行する前払式支払手段と連携する、他社が提供する各種決済サービス（クレジットカードその他の決済手段。以下「連携サービス」といいます）を介した不正取引により発生した損失について、当社はその責任を負わないものとします。補償については各連携サービスの提供元へとお問合せください。ただし、各連携サービスの提供元が補償を行うことを保証するものではありません。

(4) 補償に関する相談窓口及びその連絡先

- ・ 相談窓口：株式会社セブン銀行 money ring サポートデスク
- ・ メールアドレス：support@7bk-moneyring.zendesk.com

(5) 不正取引の公表基準

当社は、不正取引が発生した場合について、当該不正取引の態様を踏まえ、被害の拡大（二次被害）を防止するために必要があると判断したとき、類似の事案の発生を回避する

ために有益であると判断したとき、また、被害額や件数等の事情において社会的な影響が大きいと認められるときは、速やかに必要な情報を公表いたします。